

平成19年6号



労働保険事務組合服部労務管理センター
服部社会保険労務士事務所
服部行政書士事務所

服部事務所だより

連絡先：〒683-0003 米子市皆生5-5-5
電話：0859-33-8594 FAX：0859-33-8775

労働保険料納付に対するお礼

労働保険料の納付につきましては、ご協力ありがとうございます。おかげさまで労働保険料(H18確定分・H19概算1期分)を完納することができました。

大勢のご来場ありがとうございました

服部事務所事業主説明会(2007.6.13)

当日コンベンションセンターの第三会議室には、時間前から続々と来場いただき、定刻午後1時30分に開会いたしました。

28年間のご愛顧に感謝(当事務所代表)

はじめに、当事務所代表の服部富子が、昭和54年以来のご愛顧へ感謝。「多忙な中このように大勢参加していただき、ありがとうございます」と挨拶しました。

職員紹介

代表・社会保険労務士	服部 富子
所長・特定社会保険労務士・行政書士	服部 昭
社会保険労務士	南雲 淳子
労働保険事務組合担当	山田 一美

労災給付の概要(監督署第三課課長村田様)

米子労働基準監督署第三課の村田課長様からは、一括有期事業の種類 労災保険給付の概要について、丁寧なお話がありました。

一括有期事業の種類について、どういう場合に「建築業」に該当し、どういう場合に「既設建築物工事業」に該当するのか、その分類のポイント等を教えてくださいました。労災保険については、業務災害、通勤災害、給付について、説明されました。通勤災害についての変更点などについても触れていただきました。

社会保険算定基礎届・法改正・労働災害共済(当事務所社会保険労務士)

社会保険算定基礎届について、基本的には昨年と変わりません。健康保険料の上限が121万円に

下限が5万8千円に拡大されましたが、算定基礎届においても、それが適用されるということが、唯一の変更点です。

雇用保険法改正については、

- a、雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定の労働時間の長短にかかわらず、原則、12月（各月11日以上）の被保険者期間が必要
- b、育児休業給付の給付率が40% 50%
- c、教育訓練給付は、支給額がまた下がりました 被保険者期間3年以上の人を対象に、20%（上限10万円）（初回に限り被保険者期間1年以上で受給可能）

医療保険制度改正については、

a、一言で言って、負担増改正されました。例えば、一般の人の場合、高額療養費の自己負担限度額が7800円以上引き上げられ、80,100円を上回る自己負担で高額療養費の支給の可能性ある、というように。

b、その他、

- 70歳以上の方の医療費の自己負担割合の変更
 - 70歳以上の方の療養病床入院時食費・居住費の利用者負担化
 - 出産育児一時金の支給額30万円 35万円
 - 埋葬料賃金1月分 5万円
 - 出産手当金・傷病手当金の支給額の微増
- 等について、説明しました。

労働災害共済については、

（労災法に基づく給付では賃金の8割補償のところ）わずかな掛金で、休業・障害の給付が2割プラスされ、労働者に10割の賃金が補償されること。そういう労働者にとっていいことをしているということで、共済掛金が全額損金扱いになる、特別加入者も適用になる、経営事項審査の加点対象になる、下請特約ができるなどの特典があります。

知っ得情報（当事務所所長）

法令遵守を基本とした労務管理の重要性 年金は大丈夫？ 年金制度変更点 労務管理上のQ&Aというテーマでお話しました。出来るだけ具体的に、わかりやすくというつもりでしたが、どうだったでしょうか。

法令遵守を基本とした労務管理の重要性では、法令違反をするとどうなるか。法令、判例に則った労務管理を基本とすることで、問題の未然解決も可能だし、問題がおこったとしてもよりよい解決をはかることができる、という趣旨でお話しました。

年金は大丈夫？では、みなさんが意外にご存じない「ねんきん定期便」の情報や通知記録を確認するポイント、最近の動き等をお知らせしました。

* 欠席された事業主様には、「知っ得情報」レジュメを同封しています。それだけではわかりにくいと思いますが、参考になさってください。

今後ともよろしく申し上げます

忙しい中、ご参加くださり、ありがとうございます。また、来られなかった方も心を寄せてくださり、ありがとうございます。皆様の御付託に応えるべくいっそう努力いたします。

梅雨に入りました。ご自愛ください。